伊 議 第 334 号
令和７年８月 26 日

伊賀市議会議員　森中　秀哲　様

伊賀市議会議長　赤堀　久実

審査結果の措置について

貴職に対し、「事実と異なる情報を発信し、議会の品位と名誉を損なう行為を行った」ことで、伊賀市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第３条第７号に違反するおそれがあるとして、政治倫理審査会に審査を付したところです。

令和７年８月 22 日付けで同審査会会長から、貴職は、ＳＮＳへの投稿内容のうち、行政視察にかかる行程及び費用に関する発信、行政視察への副議長の参加に関する発信は、条例第３条第７号に規定の政治倫理基準に違反すると認められ、本職において「必要な措置」を講じられたいとの報告がありました。

ついては、本職においても報告にある貴職の行為は、市民全体の代表者である市議会議員として議会の品位と名誉を損なう行為であると考え、条例第９条に基づき、次の処置を講ずるものとする。

貴職に対し、下記のとおり文書による注意を行う。

記

デジタル情報が圧倒的な影響力を持つようになった現在、誤情報、真偽不明情報、恣意的な情報がＳＮＳ上に多く存在する。特に読み手に関心のある情報ほど拡散されやすいが、その情報は拡散の過程で単純化、平準化され、一部分だけが強調・増幅し、その真偽等を問わず広く拡散されていき、結果、複雑な議論や冷静な議論がしにくくなっていく。

ＳＮＳにはこのような特徴があるが、公人である議員の情報発信は、その影響力を十分に考慮し、情報発信は、議員及び議会の品位と名誉を損なう可能性があることを常に意識し、市民の範となるよう、慎重に行われることを強く求める。